

制定 2022年 5月 26日

オンライン会議システムによる総会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、IAF 総会の開催に際してオンライン会議システムを利用して運営する場合（以下、そのような会議を「オンライン総会」という。）における取り扱いを定める。

(定義)

第2条 オンライン会議システムとは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。

(システムの運営者)

第3条 オンライン会議システムは、事務局がこれを運営する。

(出席の形態)

第4条 オンライン総会の出席の形態は、以下を含む。

- (1) 出席者の全員がオンライン会議システムで出席する場合
- (2) 出席者の一部がオンライン会議システムで出席する場合

(開催の手順)

第5条 オンライン総会の開催手順は、以下を除き、原則として通常の総会と同様とする。

- (1) 予め IAF 会員および当日の出席者にオンライン会議であることの周知を図ること
- (2) 出席者は均しく会議資料に接することとし、要すれば書面資料の事前配布、電子メールによるファイル配布等を行うこと
- (3) 会議の開始時及び終了時に出席者の確認を行うこと

(会議後の処理等)

第6条 オンライン総会の会議後の処理等は、議事録にオンライン会議システムを利用した旨と、これによる出席者を記録することとし、これを除き原則として通常の総会と同様とする。

附 則

この細則は、2022年5月26日から適用する。